

病児保育事業処遇改善補助金交付要綱

平成31年4月1日 こども家庭局長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市病児保育事業実施要綱に基づき実施する病児保育事業（以下、「病児保育事業」という。）に従事する保育士、保健師、助産師、看護師、准看護師及びその他職員（以下、「従事者」という。）の処遇改善に係る補助金の交付等に関して、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、神戸市補助金等の交付に関する規則(平成27年3月2日神戸市規則第38号。以下、「補助金規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 補助の対象となる事業者は、病児保育事業を経営する者（以下、「補助対象事業者」という。）とする。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下、「補助対象者」という。）は、従事者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、従事者の処遇改善に係る経費とする。

(補助金の算定基準)

第5条 市長は、予算の範囲内において、補助対象事業者に1施設あたり別表1より算出した額を上限月額として補助金を交付することができるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、病児保育事業処遇改善補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは補助金の交付決定をし、病児保育事業処遇改善補助金交付決定通知書(様式第2号)又は病児保育事業処遇改善補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、事業者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定にあたり、必要な条件を付することができる。

(補助事業等の変更等)

第8条 補助対象事業者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けよう

とするときは病児保育事業処遇改善補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第4号）を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは病児保育事業処遇改善補助事業等中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し承認することが適当であると認めたときは、その旨を病児保育事業処遇改善補助金交付決定変更通知書（様式第6号）又は病児保育事業処遇改善補助事業等中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により、補助対象事業者に通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第9条 補助対象事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業等の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業等の完了後、速やかに市長までに提出しなければならない。

- (1) 病児保育事業処遇改善補助事業等実績報告書（様式第8号）
- (2) 事業の実施状況がわかる書類
- (3) 補助事業等に係る収支決算書

（交付額の確定）

第10条 市長は、補助金規則第16条による補助金等の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助対象事業者に通知するものとする。

- (1) 病児保育事業処遇改善補助金額等確定通知書（様式第9号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、確定した補助金等の交付額が、補助金等の交付の決定における交付予定額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

（交付の時期）

第11条 市長は、補助金等の交付額の確定後、補助金等を交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、第7条第1項の決定に係る補助事業等の完了の前に、補助金等の交付予定額の全部または一部について概算払いをすることができる。

（補助金の請求）

第12条 第7条第1項により病児保育事業処遇改善補助金交付決定通知書（様式第2号）による通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、病児保育事業処遇改善補助金交付請求書（様式第10号）を市長の定める期日までに市長に提出しなければならない。

- 2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金等を補助対象事業者に支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助金規則第19条による補助金等の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を病児保育事業処遇改善補助金交付決定取消通知書(様式第12号)により当該補助対象事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金等の交付を取消した場合において、既に補助金等を交付しているときは、期限を定めて補助金等を返還させるものとする。

(施行の細則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

別表 1

区分	定員	最低職員 配置人数	人数A	人数B	48,860円×人数A	6,110円×人数B	合計 (月額)
A	4名	2名	1	1	48,860円	6,110円	54,970円
B	5~7名	3名	1	1	48,860円	6,110円	54,970円
C	8~10名	4名	2	1	97,720円	6,110円	103,830円
D	11~13名	5名	2	1	97,720円	6,110円	103,830円
E	14名	6名	2	2	97,720円	12,220円	109,940円
F	15~16名	7名	3	2	146,580円	12,220円	158,800円

※1 48,860円×人数A

人数A = 定員による最低職員配置人数×1/3

(小数点は切り上げ、0の場合は1とする)

※2 6,110円 ×人数B

人数B = 定員による最低職員配置人数×1/5

(小数点は切り上げ、0の場合は1とする)

※3 定員による最低職員配置人数とは、神戸市病児保育事業実施要綱第14条第3項により算出した人数とする。